

積立定期預金（ライナー）規定

（令和1年9月1日現在）

1.（積立定期預金共通規定）

ライナー（以下「この預金」といいます。）の各取引については、この規定の定めによるほか、当行の積立定期預金共通規定により取扱います。

2.（預入形態）

この預金の預入形態は、随時入金方式・口座振替方式とも通帳式とします。

3.（預金の預入れ等）

- (1) この預金への預入れは、口座振替のほか現金、小切手その他の証券類により預入れることができます。
- (2) この預金は、1年以上3年までの期間内で受取日を指定し（以下「受取指定日」といいます。）、通帳記載の受取指定日の1か月前（通帳記載の最終預入期限）まで預入れができます。
- (3) この預金への預入れは、毎月の預入れ、毎月の預入れとボーナス月（年2回以内で任意に指定）の預入れを併用した預入れおよび随時入金（金額、回数は任意です）による預入とします。おはじめのとき、それぞれの金額は、1万円以上でかつ千円単位とし、毎月の預入金額とボーナス月の預入金額は異なる金額を指定してください。

預入れのつど各々独立した自由金利型定期預金（M型）としてお預かりします。

- (4) この預金へは、通帳記載の毎月預入額、ボーナス預入額および随時の預入れができます。
- (5) この預金に預入れの際は通帳を持参してください。
- (6) この預金への2回目以降の預入れは、口座開設店のほか当行国内本支店でも預入れできます。

4.（口座振替による預入れ）

この預金は、口座振替の方法により預入れができます。この場合、引落預金口座、振替日、振替金額等をご新規申込票に記載のとおりとします。

5.（口座振替の中止等）

- (1) 指定された振替日に、引落預金口座からこの預金への預入れの際、次のいずれかに該当する場合は、特に通知することなく、その月の口座振替を中止します。
 - ①引落預金口座の預金残高（当座貸越を利用することを選択されている場合は、当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）が振替金額に満たないとき
 - ②振替によりこの預金の非課税貯蓄の最高限度額を超過するとき
- (2) 前記(1)により口座振替を中止した場合は、翌月の振替日に、振替が未了となった預入分の振替は行いません。
- (3) 引落預金口座、振替日等を変更する場合、および、口座振替契約を解除する場合は、あらかじめ書面によって届出てください。

6.（預入れ預金の期間、種類等）

- (1) おはじめの日から、最終預入期限までに預入れの定期預金は、預入れのつど預入日から受取指定日までの期間に応じ、受取指定日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）とします。
- (2) この預金に預入れる自由金利型定期預金（M型）の最低預入期間は1か月とします。

7.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数に応じ、預入日現在における当行所定の自由金利型定期預金（M型）の利率によって計算します。
- (2) 預入期間が2年以上3年未満の自由金利型定期預金（M型）として預入れられた預金については預入日から1年後の応当日に当行所定の間利払利率による中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を前記5.の方法により該当の自由金利型定期預金（M型）として預入れます。中間払利息を差引いた利息の残額（満期払利息）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (3) この預金の受取指定日以後の利息は、受取指定日から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金の利率によって計算します。

- (4) この預金を第8条第1項により満期日前に解約する場合および積立定期預金共通規定第10条の規定により解約する場合の利息は、預入日現在における当行所定の自由金利型定期預金（M型）の期限前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

8.（預金の解約）

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに口座開設店に提出してください。
なお、当行が認めた場合は、口座開設店以外の当行国内本支店でも解約できます。
- (3) この預金の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、解約元金が払戻請求書記載の金額に達するまでこの預金を1口毎に順次解約します。ただし、この場合それぞれの預入日現在における当行所定の期限前解約利率によって計算します。

9.（規定の変更）

- (1) この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページでの告知その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上